

白鷹町訪問型サービス(独自)サービスコード表(R7.4月改正版)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位			
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1176単位 日割の場合÷30.4日	39 単位	1,176	1月につき	
A2 2111	訪問型独自サービス11日割					39	1日につき	
A2 1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2349単位 日割の場合÷30.4日	単位	2,349	1月につき	
A2 2211	訪問型独自サービス12日割					77	1日につき	
A2 1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3727単位 日割の場合÷30.4日	単位	3,727	1月につき	
A2 2321	訪問型独自サービス13日割				123	1日につき		
A2 2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287 単位		287	1回につき	
A2 2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間が20分以上45分未満の場合	179 単位			179
A2 2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間が45分以上の場合	220 単位			220
A2 1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163 単位				163
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき	
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合÷30.4日	1 単位減算	-1	1日につき
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき	
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合÷30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき		
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合÷30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき	
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間が20分以上45分未満の場合	2 単位減算		-2
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間が45分以上の場合	2 単位減算		-2
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	-2			
A2 D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき	
A2 D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割				日割の場合÷30.4日	1 単位減算	-1	1日につき
A2 D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき	
A2 D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合÷30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A2 D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき		
A2 D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			日割の場合÷30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A2 D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき	
A2 D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間が20分以上45分未満の場合	2 単位減算		-2
A2 D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23				(二)所要時間が45分以上の場合	2 単位減算		-2
A2 D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	-2			
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位の 10% 減算		1月につき	
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位の 15% 減算			
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位の 12% 減算			
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位の 15% 加算			
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位の 15% 加算			
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位の 15% 加算			
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位の 10% 加算			
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位の 10% 加算			
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位の 10% 加算			
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位の 5% 加算			
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位の 5% 加算			
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位の 5% 加算			
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200 単位加算	200		
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)		100 単位加算	100		
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)		200 単位加算	200		
A2 6102	訪問型独自口腔機能連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50		
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)		所定単位の 245/1000 加算		1月につき	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員等処遇改善加算(II)		所定単位の 224/1000 加算			
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員等処遇改善加算(III)		所定単位の 182/1000 加算			
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員等処遇改善加算(IV)		所定単位の 145/1000 加算			
A2 6381	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 1		(5)介護職員等処遇改善加算(V)		(一)介護職員等処遇改善加算(V) (1)	所定単位の 221/1000 加算		
A2 6382	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 2				(二)介護職員等処遇改善加算(V) (2)	所定単位の 208/1000 加算		
A2 6383	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 3				(三)介護職員等処遇改善加算(V) (3)	所定単位の 200/1000 加算		
A2 6384	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 4				(四)介護職員等処遇改善加算(V) (4)	所定単位の 187/1000 加算		
A2 6385	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 5				(五)介護職員等処遇改善加算(V) (5)	所定単位の 184/1000 加算		
A2 6386	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 6				(六)介護職員等処遇改善加算(V) (6)	所定単位の 163/1000 加算		
A2 6387	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 7				(七)介護職員等処遇改善加算(V) (7)	所定単位の 163/1000 加算		
A2 6388	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 8				(八)介護職員等処遇改善加算(V) (8)	所定単位の 158/1000 加算		
A2 6389	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 9				(九)介護職員等処遇改善加算(V) (9)	所定単位の 142/1000 加算		
A2 6390	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 10				(十)介護職員等処遇改善加算(V) (10)	所定単位の 139/1000 加算		
A2 6391	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 11			(十一)介護職員等処遇改善加算(V) (11)	所定単位の 121/1000 加算			
A2 6392	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 12			(十二)介護職員等処遇改善加算(V) (12)	所定単位の 118/1000 加算			
A2 6393	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 13			(十三)介護職員等処遇改善加算(V) (13)	所定単位の 100/1000 加算			
A2 6394	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 14			(十四)介護職員等処遇改善加算(V) (14)	所定単位の 76/1000 加算			

水色	→	新設
黄色	→	変更
灰色	→	廃止